

志學館大学法学部教務委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、志學館大学学務委員会規程第5条第2項の規定に基づき、志學館大学法学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の審議及び実施運営に当たる。

- (1) 修学指導に関する事項
- (2) 学生の異動（退学、休学、復学、留学等）に関する事項
- (3) 転学部、転学科及び転専攻等に関する事項
- (4) 科目等履修生、研究生、聴講生、外国人留学生及び特別聴講学生等に関する事項
- (5) 編・転入学生等の既修得単位の認定に関する事項
- (6) 他大学との単位互換に関する事項
- (7) 教育課程の編成及び運営管理並びに授業に関する事項
- (8) 定期試験及び成績に関する事項
- (9) 授業科目の時間割編成に関する事項
- (10) その他学部の教務に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、学部長が指名した教員若干名で組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長が前条第1項に定める委員の中から指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月7日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月14日から施行する。